入寮者要項

（平成３０年１１月）

福島県立　川口高等学校

福島県大沼郡　金山町

1　設置

安定した生活の場を提供し学習の便宜を図ることを目的として、福島県が学校寮「寄宿舎」を、金山町が町寮「若桐寮」を通学が困難な生徒のために設置しています。

2　寮について

	定員（男女）	寮費※1	主な設備（共同）	備考	追記
学校寮 「寄宿舎」	５４人 （27 人，27 人） ※3 人/部屋	年間 100,000 円程度 ※食費のみ	・洗濯機、乾燥機 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・テレビ ・浴室 ・全館暖房	・3 食付き ・休日（土、日、祝日）や長期休業中（夏、冬、春）は閉寮	学校後援組織「桐径会」による寮費の全額と、食費の半額の補助後の金額です。
町寮 「若桐寮」	５０人 （24 人、26 人） ※2 人/部屋	月額 20,000 円 ※食費のみ	・洗濯機、乾燥機 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・テレビ ・浴室 ・冷房（共有スペースのみ） ・暖房 ・パソコン	・3 食付き ・H26 年 3 月完成 ・8/13～16 と 12/29～1/3 は閉寮	金山町による半額補助後の金額です。

3　入寮可能人数及び出願資格

	入寮可能人数（男女）	出願資格（入寮条件）
学校寮 「寄宿舎」	３４人 （17 人、17 人） 程度	・自宅等からの通学時間が２時間以上の者 会津若松市、喜多方市　等 ・寮規則を遵守し、規則正しい生活ができる者
町寮 「若桐寮」	２８人 （11 人、17 人） 程度	・自宅等からの通学が困難な者 福島県外、福島県中通り・浜通り、磐梯町、猪苗代町　等 ・寮規則を遵守し、規則正しい生活ができる者

※生活状況の改善や自立等が理由での入寮は認めない。

※一生懸命勉強しかつ部活動を活発に行うこと。

4　入寮手続きと審査結果について

（1）Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期選抜出願時に、「仮入寮願」を、選抜出願書類に併せて提出する。
用紙は、本校ホームページからダウンロードすること。

（2）仮入寮審査結果

①学校寮「寄宿舎」への入寮を希望する場合

・本校が書類審査をし、選抜結果発表時に仮入寮審査結果（仮入寮の可否）を通知する。

②町寮「若桐寮」への入寮を希望する場合

・金山町教育委員会が書類審査をし、選抜結果発表時に仮入寮審査結果を通知する。
なお、新入生オリエンテーション時に、金山町教育委員会が面接を行い、仮入寮の可否を決定する。

（3）本入寮の許可
仮入寮中に、寮規程を守り寮生活を送ることができたと認められた場合は、正式に入寮を許可する。

5　学区外からの出願について

（1）身元引受人とは

保護者に代わり志願者を監督、保護する者のことです。

（2）学区外からの選抜試験への出願

本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に、身元引受人が居住する場合においては学区外から本校への出願を認め、その場合は、学区内の志願者として取扱います。

ただし、選抜試験への出願時には、身元引受人の「住民票の写し」が必要になります。

6　町寮「若桐寮」に入寮を希望する場合

（1）身元引受人

身元引受人は金山町教育委員会教育長が引き受けます。本校に通学できる範囲内の町村（学区内)に身元引受人が居住する場合においても､身元引受人は金山町教育委員会教育長となります。

（2）手続き（次の文章①～⑦は下の図①～⑦に対応する）

①本校に保護者が電話で連絡し、身元引受人の依頼申し出を行う。

②学校から、身元引受人の依頼があることを金山町教育委員会に連絡する。

③「身元引受人願」を金山町教育委員会教育長宛に提出（郵送）する。用紙は本校ホームページからダウンロードすること。

④金山町教育委員会から面接日時の連絡を行う。

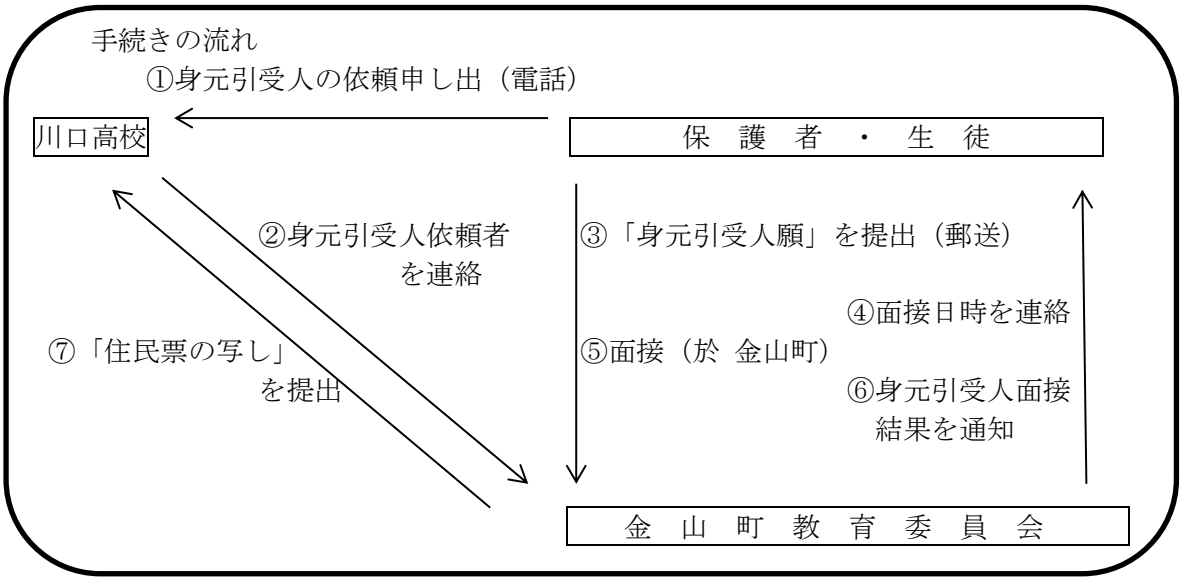
⑤志願者・保護者は金山町教育委員会教育長と面接する。

なお、面接は、選抜入試出願前に終了すること。

⑥金山町教育委員会は、身元引受人面接結果を通知する。

⑦金山町教育委員会教育長は「住民票の写し」発行の手続きを行う。発行されたものは直接本校へ提出される。

なお、発行手数料（200 円）は、保護者の負担となる。



7　問合せ

学校寮「寄宿舎」について

福島県立川口高等学校　〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2434-2

電話 0241-54-2154　FAX　0241-54-2240

町寮「若桐寮」について

金山町教育委員会　〒968-0011 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地 393

電話 0241-54-5360　FAX：0241-54-5377

8　規程

A　学校寮「寄宿舎」規程

福島県立川口高等学校

1　寮生規約

共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和、協調の精神を身につけるよう心がけ、明るく有意義な寮生活をするため次の事柄を守って行動しよう。

（1）　日課の実践について

①　日課の実践は規則正しく能率的に行い、他人に迷惑をかけない。

②　自主的に日課を進め、５分前行動を励行する。

③　部屋長は登校前に窓の施錠や消灯、コンセント等を確認し、舎監に報告する。

④　登校後は放課後の帰寮時間まで、寮に帰らない。通常時は午後５時が入寮時間だが、定期考査期間中は午後３時、最終日のみ午後５時とする。また、特別な場合が生じた時は、その都度指示する。

⑤　寮の日課表は次の通りとする。

登　校　前		放　課　後	
起　　床	6:30	夕　　食	17:30 ～ 19:00
洗面・清掃	6:30 ～ 6:50	入　　浴	17:30 ～ 20:50
食堂集合	6:55	自由時間	～ 20:50
朝　　食	7:00 ～ 7:40	玄関施錠	20:00
登　　校	～ 8:00	点　　呼	21:00
※ 起床時間・登校時間を厳守すること		学習時間	21:00 ～ 22:00
		消　　灯	23:00

（2）　生活について

①　互いに親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。

②　他室への訪問・宿泊は自粛する。

③　異性の部屋を訪問することは禁止する。

④　風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。

⑤　所持品には必ず記名･整頓し、貸借しない。

⑥　騒々しい音の出るものや、不要な図書の持ち込みは禁止する。

⑦　携帯電話の使用は、同室や他の者に迷惑がかからないようにする。起床前・消灯以降は使用しない。

⑧　寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は舎監に届け出る。故意と認められる場合は弁償する。

⑨　寮の設備・備品は舎監の許可なくしては、移動、持ち出してはならない。

※　禁止事項に違反した者については、特別に指導する。

（3）　服装について

①　登下校、外出、外泊等の場合はすべて生徒心得の通りとする。

②　寮内では高校生らしく、端正で派手でないもの、また常に清潔なものを着用する。

③　上履きは底の柔らかなサンダルか、スリッパとする。

（4）　学習について

①　学習時間中は全員自主的、計画的に学習する。

② 消灯時間を過ぎても学習する場合は、舎監に申し出て延燈の許可を受ける。

（５） 食事について

① 偏食をせず、食事は残さずに食べるよう努力する。

② 食事を楽しくするために食事作法と食堂の規則を守る。

③ 朝食は全員一斉に会食する。

④ 昼食（弁当）のために、自分用の箸を用意する。

⑤ 食事当番は舎監の指示に従って準備と整理を行う。

（６） 保健衛生について

① 身体は常に清潔を保ち、自己の健康に留意する。

② 身体に異常を生じた時は舎監に連絡し、処置を受ける。

③ 病気等で体調が思わしくない場合は、登校し保健室で休養する。

④ 診療所での受診が必要な場合は、登校後診療所に行き、体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。

⑤ 感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため、医師及び学校の指示に従う。

⑥ 清掃は毎週水曜日の点呼終了後に行い、学期末毎に大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。

（７） 帰省について

① 帰省（休日前以外）する場合は、必ず帰省届を寮務部に提出し許可を受ける。

（８） 面会について

① 面会は自由時間内とし、舎監に申し出て指示された場所で行う。

② 寮内には外来者の立ち入りを禁ずる。（寮生でない生徒は立ち入らせない。）

（９） 当番勤務について

① 当番は日誌を記入し、朝食時に舎監に提出する。

(10) 貴重品の扱いについて

① 金銭類はそれぞれの責任で管理する。（管理できない場合は舎監に申し出る。）

② 寮生間の金銭の貸し借りは禁止する。

(11) 防災について

① 火災予防には細心の注意を払い、避難方法･経路についてよく知っておく。

② 消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。

③ 暖房の上に物を置かない。

(12) 退寮について

① 学校より特別指導を受けた生徒

② 再三の指導にも関わらず寮規程を守れない生徒

③ 部活動に積極的に参加しない生徒

④ 諸会費及び寮費を納入しない生徒

※以上の事項に該当する生徒は原則退寮とする。

２ 入寮上の注意

（１） 入寮の際、持参するもの（すべてに必ず記名をすること）

① 本人の印鑑

② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き(スリッパ･サンダル)

③ 保険証のコピー

④ 洗面・風呂・洗濯用具

⑤ 寝具類

⑥ 衣類

⑦ 寮生活に必要な物（常備薬、箸、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）

（２） 持参禁止するもの

① 火気及び高熱を発生させる物（ライター、マッチ、アイロン、電気ポット、電熱器等）

② 周囲に騒音を発生させる物（ラジカセ、ギター等）
③ 人を傷つけるおそれのある物（ナイフ・包丁等の刃物類等）
④ 寮生活に不必要な物（モデルガン、麻雀、タブレットや高価な物等、判断に迷う場合は学校に問い合わせること）
※ 電気毛布・敷布は必要なら申し出て許可を得ること。
※ 違反した場合は退寮時まで預かるものとする。

（３） 保健衛生について
① 入寮までに体調を整え、偏食をなくすように努める。
② 持病やアレルギー等のあるものは予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

B　町寮「若桐寮」規程

金山町教育委員会

1　寮生規約

共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和、協調の精神を身につけるよう心がけ、明るく有意義な寮生活をするため次の事柄を守って行動しよう。

（1）　日課の実践について

①　日課の実践は規則正しく能率的に行い、他人に迷惑をかけない。

②　自主的に日課を進め、５分前行動を励行する。

③　部屋長は登校前に窓の施錠や消灯、コンセント等を確認し、舎監に報告する。

④　登校後は放課後の帰寮時間まで、寮に帰らない。通常時は午後５時が入寮時間だが、定期考査期間中は午後３時、最終日のみ午後５時とする。また、特別な場合が生じた時は、その都度指示する。

⑤　寮の日課表は次の通りとする。

【平日】

登　校　前		放　課　後	
起　　床	6:30	夕　　食	17:30 ～ 19:00
洗面・清掃	6:30 ～ 6:50	入　　浴	17:30 ～ 20:50
食堂集合	6:55	自由時間	～ 20:50
朝　　食	7:00 ～ 7:40	玄関施錠	20:00
登　　校	～ 8:00	点　　呼	21:00
※ 起床時間・登校時間を厳守すること		学習時間	21:00 ～ 22:00
		消　　灯	23:00

【土曜・日曜・祝日】　※ 起床時間を厳守し、自由時間には清掃等を実施すること。

朝		昼		夕	
起　　床	6:30	昼　　食	11:50～13:00	夕　　食	17:30～19:00
洗面・清掃	6:30～6:50	自由時間	～17:30	入　　浴	17:30～20:50
食堂集合	6:55			自由時間	～20:50
朝　　食	7:00～7:40			玄関施錠	20:00
自由時間	～11:30			点　　呼	21:00
				消　　灯	23:00

（2）　生活について

①　互いに親睦を図るよう心がけ、挨拶を欠かさない。

②　他室への訪問・宿泊は自粛する。

③　異性の部屋を訪問することは禁止する。

④　風紀を乱すものはお互いに注意し、忠告する。

⑤　所持品には必ず記名･整頓し、貸借しない。

⑥　騒々しい音の出るものや、不要な図書の持ち込みは禁止する。

⑦　携帯電話の使用は、同室や他の者に迷惑がかからないようにする。起床前や消灯以降は使用しない。

⑧　寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は舎監に届け出る。故意と認められる場合は弁償する。

⑨　寮の設備・備品は舎監の許可なくしては、移動、持ち出してはならない。
※　禁止事項に違反した者については、特別に指導する。

（３）　服装について
①　登下校、外出、外泊等の場合はすべて生徒心得の通りとする。
②　寮内では高校生らしく、端正で派手でないもの、また常に清潔なものを着用する。
③　就寝時以外はパジャマなどの使用を禁ずる。
④　上履きは底の柔らかなサンダルか、スリッパとする。

（４）　学習について
①　消灯時間を過ぎても学習する場合は、舎監に申し出て延燈の許可を受ける。

（５）　食事について
①　偏食をせず、食事は残さずに食べるよう努力する。
②　食事を楽しくするために食事作法と食堂の規則を守る。
③　朝食は全員一斉に会食する。
④　昼食（弁当）のために、自分用の箸を用意する。
⑤　食事当番は舎監の指示に従って準備と整理を行う。

（６）　保健衛生について
①　身体は常に清潔を保ち、自己の健康に留意する。
②　身体に異常を生じた時は舎監に連絡し、処置を受ける。
③　病気等で体調が思わしくない場合は、登校し保健室で休養する。
④　診療所での受診が必要な場合は、登校後診療所に行き、体調回復が思わしくない場合は自宅に帰宅し静養する。
⑤　感染症の疑いがある場合は、拡大防止のため、医師及び学校の指示に従う。
⑥　清掃は毎週１回行い、学期末毎に大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。

（７）　帰省及び外泊について
①　帰省及び外泊をする場合は、帰省・外泊届を舎監に提出し許可を受ける。

（８）　面会について
①　面会は自由時間内とし、舎監に申し出て指示された場所で行う。
②　寮内には外来者の立ち入りを禁ずる。（寮生でない生徒は立ち入らせない。）

（９）　当番勤務について
①　当番は日誌を記入し、朝食時に舎監に提出する。

(10)　貴重品の扱いについて
①　寮費を持参した場合は、金山町役場出納室に納入する。
②　金銭類は各自の責任で管理する。(管理できない場合は金山町教育委員会に申し出る。)
③　寮生間の金銭の貸し借りは禁止する。

(11)　防災について
①　火災予防には細心の注意を払い、避難方法･経路についてよく知っておく。
②　消火器、火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手をふれない。
③　火災防止のため、使用を許可された電気器具以外は舎室で使用してはならない。
④　暖房の上に物を置かない。

(12)　退寮について
①　学校より特別指導を受けた生徒
②　再三の指導にも関わらず寮規程を守れない生徒
③　部活動に積極的に参加しない生徒
④　寮費の滞納が３カ月以上続いた生徒
※以上の事項に該当する生徒は原則退寮とする。

２　入寮上の注意
（１）　入寮の際、持参するもの（すべてに必ず記名をすること）

① 本人の印鑑
② 学用品一式、学校指定の運動着、運動靴、上履き(スリッパ･サンダル)
③ 保険証のコピー
④ 洗面・風呂・洗濯用具
⑤ 寝具類
⑥ 衣類
⑦ 寮生活に必要な物（常備薬、箸、爪切り、ハンガー、洗濯ばさみ、裁縫用具、傘等）

（２） 持参禁止するもの
① 火気及び高熱を発生させる物（ライター、マッチ、アイロン、電気ポット、電熱器等）
② 周囲に騒音を発生させる物（ラジカセ、ギター等）
③ 人を傷つけるおそれのある物（ナイフ・包丁等の刃物類、スケートボード等）
④ 寮生活に不必要な物（モデルガン、麻雀、タブレットや高価な物等、判断に迷う場合は学校に問い合わせること）
※ 電気毛布・敷布は必要なら申し出て許可を得ること。
※ 違反した場合は退寮時まで預かるものとする。

（３） 保健衛生について
① 入寮までに体調を整え、偏食をなくすように努める。
② 持病やアレルギー等のあるものは予め届け出ると共に、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

以上

若桐寮へ入寮を希望する受験者が行うべき流れ

